

シティプロモーションサポート企業を募集

加古川市の魅力と一緒に発信していただける企業を募集しています。

主催	加古川市
日時	令和4年6月から
内容	<p>このたび、加古川市では、市の取組や地域の魅力に関する情報の発信など、市のシティプロモーションと一緒に推進していただける企業（サポート企業）を募集します。</p> <p>市は、企業の皆さんから申請のあった、市のシティプロモーションを応援する活動（サポート活動）を登録し、ホームページで公開します。</p> <p>企業の皆さんには、登録したサポート活動をそれぞれの工夫で実施していただきます。</p> <p>詳しくは、添付のチラシ及び要綱をご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">(初めて)</p>
対象（参加者）	市内・市外で事業を行う企業
申込先・方法	所定の申込書に必要事項を記入するか、市ホームページの申込みフォームから申込み
目的・背景 その他	市民の皆さんの定住意向や愛着度を高めるため、市の取組や地域の魅力を広く発信しているところですが、行政には無い柔軟な発想や訴求力を持つ市内外の企業の協力を得て、市全体を盛り上げたいと考えています。
市ホームページ	掲載済み
広報かこがわ	9月号に掲載予定



問合先

加古川市 政策企画課 シティプロモーション担当
(担当：辰巳・栗山)

☎ 079-427-9222 (内線2120)

加古川市の魅力と一緒に発信しませんか？

シティプロモーション サポート企業

絶賛募集中

登録
無料

加古川市の取組や地域の魅力に関する情報の発信など、
市のプロモーションと一緒に推進していただける企業を募集しています。
加古川市を愛する企業の皆さんのご応募をお待ちしています。

1

何をすればいいの？

例えばこんな

サポート活動の例

- ・社員や顧客向けに市のPR情報を配信
- ・社用車等に市のPR情報を掲示
- ・商品パッケージやチラシ、名刺等に市のPR情報を掲載
- ・市のPR冊子を作成、配布
- ・市をPRするためのタイアップ商品等を開発

※サポート企業それぞれの工夫で取り組んでいただけます。

2

市外の企業ですが、登録できますか？

市内・市外を問わず登録可能！

サポート活動を行っていただける企業であれば、事業所の所在地や事業内容を問わず、登録していただけます。

3

登録したら、どうなるの？

サポート活動をHPに掲載！

登録いただいたサポート活動は、市ホームページで周知します。

お問合せ

加古川市 政策企画課 シティプロモーション担当

電話 079-427-9222

メール citypromo_k@city.kakogawa.lg.jp

お申込み



申込みフォーム



まずは、お気軽にお問合せください！

加古川市シティプロモーションサポート企業登録制度実施要綱

令和4年5月30日（市長決定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、加古川市（以下「市」という。）や地域の様々な魅力を発信し、市のプロモーションを応援する活動（以下「サポート活動」という。）を行う企業をシティプロモーションサポート企業（以下「サポート企業」という。）として登録する制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

（サポート企業の登録）

第2条 サポート企業として登録を希望する企業は、サポート活動の内容を記載した登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録申請書の提出があった企業に対して、登録の可否について決定し、登録・不登録決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、サポート活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、サポート企業として登録することができない。

- (1) 法令等に違反する又はそのおそれのある活動
 - (2) 公序良俗に反する又はそのおそれのある活動
 - (3) 特定の政党の利害に関する活動又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持する活動
 - (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する活動
 - (5) 市がサポート企業やサポート企業の商品を推薦しているような誤解を与える活動
 - (6) その他サポート活動として適当でないと市長が認める活動
- 3 市長は、前項の規定により登録したサポート企業の名称及びサポート活動の内容を市ホームページで公表するものとする。

(サポート活動の基準)

第3条 サポート活動は次に掲げる活動を基準とし、サポート企業はそれぞれ工夫してサポート活動を行うものとする。

- (1) 社員や顧客向けに市のPR情報を配信する活動
- (2) 社用車等への市のPR情報の掲示
- (3) 商品パッケージ、チラシ、名刺等への市のPR情報の掲載
- (4) 市のPR冊子の作成、配布
- (5) 市をPRするためのタイアップ商品等の開発

(サポート活動の変更及び修正)

第4条 サポート企業は、登録したサポート活動の内容を変更する場合は、書面により市長に申し出るものとする。

2 市長は、サポート活動が本要綱に違反している、又はそのおそれがあると認めたときは、サポート企業に対してサポート活動の修正を求めることができる。

(登録の取り消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サポート企業の登録を取り消すことができる。

- (1) 1年以上サポート活動の実績がないとき。
 - (2) 前条第2項の規定によるサポート活動の修正をサポート企業が行わないとき。
 - (3) サポート活動が本要綱に違反している、又はそのおそれがあり、前条第2項の規定による修正を行うことによっても解消できないとき。
 - (4) その他サポート活動が適切でないと市長が認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、サポート企業に対し、登録取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したことによるサポート企業に対する賠償の責めを負わない。

(登録の辞退)

第6条 サポート企業は、自己の都合により、登録を辞退することができる。

2 前項の規定により辞退するときは、サポート企業は、書面により市長に申し出なければならない。

(サポート企業の責務)

第7条 サポート企業は、サポート活動に関する一切の責任を負うものとする。

2 サポート活動に関して第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、サポート企業の責任及び負担において解決することとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年　月　日

加古川市長様

申請者

住所（所在地）

会社・団体名

代表者名

T E L

F A X

連絡先等 E-mail

担当者氏名

加古川市シティプロモーションサポート企業登録申請書

加古川市シティプロモーションサポート企業登録制度実施要綱第2条の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

1 サポート活動の内容

- 2 私は、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）
第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのも
のと社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 3 私は、加古川市シティプロモーションサポート企業登録制度実施要綱の規定を遵守しま
す。

様式第2号（第2条関係）

年　月　日

様

加古川市長

加古川市シティプロモーションサポート企業（登録・不登録）決定通知書

年　月　日付で申請いただきました加古川市シティプロモーションサポート企業について、下記の活動に対して（登録・不登録）と決定しましたので通知します。

記

1 サポート活動の内容

様式第3号（第5条関係）

年　月　日

様

加古川市長

加古川市シティプロモーションサポート企業登録取消通知書

年　月　日付で決定した加古川市シティプロモーションサポート企業の登録について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

1 取消理由